

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開

特別養護老人ホーム上総園では令和元（2019）年10月より「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」を取得しております。

「介護職員等特定処遇改善加算」の算定要件として

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。**
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。**
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること**

という3つの要件を満たしている必要があります。

《職場環境等要件等、賃金改善以外の改善の内容》

① 入職促進に向けた取組

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・職業体験の受入や地域行事への参加や主催等による職業魅力度の向上の取組の実施

② 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

③ 両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

④ 腰痛を含む心身の健康管理

- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の習得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・短時間労働者も受信可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

⑤ 生産性向上のための業務改善の取組

- ・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備

⑥ やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善